

## 2026年度上期 一般コンクリート採取試験技能者 認定試験(新規試験・更新試験・再試験)の受験者募集のお知らせ

コンクリートの現場品質管理に関する採取試験技能者認定制度に基づく、「一般コンクリート採取試験技能者」認定のための認定試験を、下記の要領で実施しますのでご案内申し上げます。

新規受験者で、コンクリート技士又はコンクリート主任技士の登録者は、学科試験を免除します。

### 1. 認定試験会場 **会場：ものづくり大学[案内図は受験票に記載します]**

〒361-0038 埼玉県行田市前谷333番地

検定試験及び試験会場に関するお問い合わせは平日 TEL048-826-5783

前日・当日 TEL 090-5794-7992 検定業務室にお問い合わせいたします。

**\*会場を船橋から「ものづくり大学」に変更いたしました。**

**本認定試験の問い合わせは大学へ行わないようお願いいたします。**

### 2. 認定試験開催日

2026年6月13日(土)

### 3. 実施時間(1部及び2部の2回実施)

(1)実技試験の受験者は、1部(午前に実技試験)又は2部(午後に実技試験)のどちらかを選択して下さい。

(2)学科試験受験者は、11:20までに受付して下さい。

(3)2部で実技試験のみの受験者は、12:20までに受付をして下さい。

#### 1部の時間割

(実技試験の後に学科試験)

受付	実技試験	学科試験
全員:~9:30	9:40~	11:45 ~12:30

#### 2部の時間割

(学科試験の後に実技試験)

受付	学科試験	実技試験
学科あり:~11:20 実技のみ:~12:20	11:45 ~12:30	13:00~

### 4. 受験資格者と受験科目

認定試験の種類	受験資格者(受験対象者)	受験科目
新規試験A	コンクリートに関する実務経験が1年以上の者(実務経歴書の提出)。 又は(一財)建材試験センターが実施する「一般コンクリート採取実務講習会」 を修了している者(実務経験が1年未満でもよい)。	学科試験 及び 実技試験
新規試験B	新規試験Aの受験資格者で、コンクリート技士・主任技士の資格登録者 最新の登録証の写しを提出。有効期限が過ぎているものは無効です。	実技試験
更新試験	登録証の有効期限が下記の登録者 <b>2026年8月31日、11月30日および2027年3月31日</b> (保有する認定登録証の有効期限以内に更新試験を受験し、合格できない 場合は失効となります。)	実技試験
再試験	前回の結果通知書に、次回免除の科目があり、受験日が記載されている有効 期限内の者	
	①認定試験結果が、学科試験のみ合格となった者。	①実技試験
	②認定試験結果が、実技試験のみ合格となった者。	②学科試験
	(再試験受験者は、前回の結果通知書の写しを提出下さい。)	

## 5. 定員

定員は 56 名/日です。定員に達し次第締切ります。

## 6. 申込要領

### 6.1 申込方法

Google フォーム \*での**電子申請**でお申し込み下さい。新規受験(講習会受講なし)の方用の実務経歴書式は、HP 上の別途ファイルにございます。

(1)新規試験 A(実技試験及び学科試験) (2)新規試験 B(実技試験のみ)

<https://forms.gle/DRkSc4Jqw2gsprig8>

(3)更新試験(実技試験のみ)

<https://forms.gle/JTaCUSRMeQ6hMhEJ6>

(4)再試験で実技試験のみ受験 (5)再試験で学科試験のみ受験

<https://forms.gle/PbSfrZ6mwqvorRxU6>

上記申込フォーム QR コード

[一般]		
(1)(2)新規試験	(3)更新試験	(4)(5)再試験
		

\* 申込には Google アカウントが必要となります。

アカウントをお持ちでない方は [Gmail アカウントの作成 - Gmail ヘルプ \(google.com\)](#)より作成をお願いします。**手順としてアカウント作成→ビジネス・個人選択→名前等入力→生年月日入力→メールアドレス作成→パスワード作成した後に**、前述のご自身が受講する URL をクリックし、名前、生年月日、年齢、性別、住所、緊急連絡先、メールアドレス※、勤務先会社名等を入力し顔写真、振込伝票のコピーを添付して送信ボタンをクリックして下さい。

スマートフォンからでも申込できますので、前述の QR コードをカメラで読み込み、必要事項を入力後に送信ボタンを押して下さい。一般と高性能を誤って入力しないよう、ご注意ください。

受付後に返信メールが届きますので、案内メールが届くまで消去せず保存をお願いします。

また、検定試験日 7 日前までに受験番号を記した受験案内をメール※します。

**こちらは検定試験日の当日、試験委員に提示する受験票となりますので、必ず検定試験当日に印刷して持参、またはメールを保存したスマートフォンを持参し、検定試験当日終了まで消去しないようお願いいたします。**

万一メールが届かない場合は、お手数ですが検定業務室 TEL:048-826-5783 までご連絡をお願いいたします。

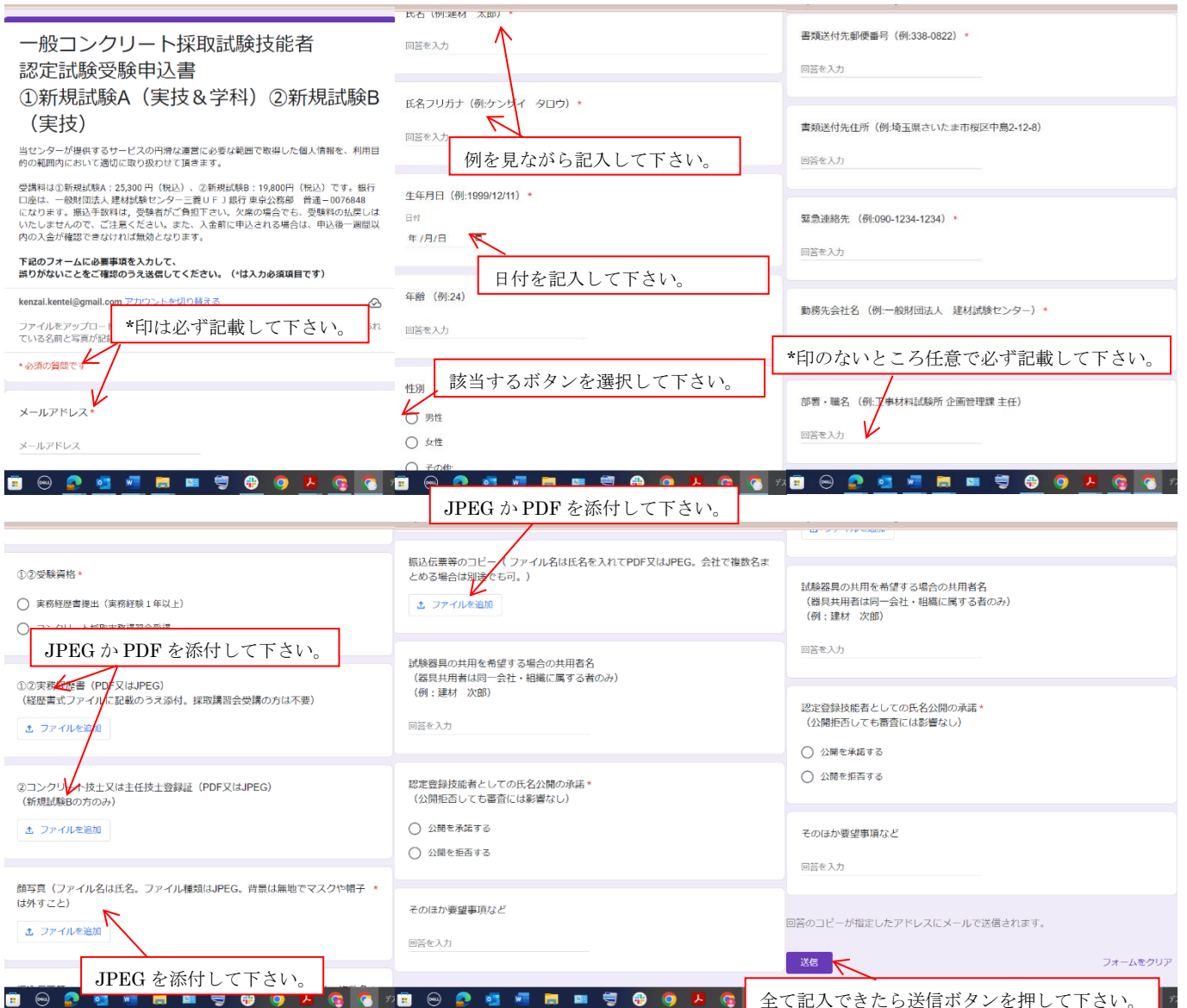
※入力されたメールアドレスに [kentei@jtccm.or.jp](mailto:kentei@jtccm.or.jp) より受験票及び受験資料を返送します。

確実にご自身に届くアドレスを入力してください。

[申請画面イメージ(Google ログイン画面)]



[申請画面イメージ(Google フォーム)]



## 6.2 お問い合わせ先 (一財) 建材試験センター 技能者認定委員会事務局

〒338-0822 埼玉県さいたま市桜区中島 2-12-8

メール:kentei@jtccm.or.jp

TEL:048-826-5783 FAX:048-858-2834

## 6.3 振込先 振込銀行 三菱UFJ銀行(0005)東京公務部(店番300)

口座番号:(普通) 0076848 口座名義:一般財団法人建材試験センター

- ◆ 振込依頼書にご依頼人名を記入する際、お手数ですが、会社名又はお名前の前に必ず(ケンテイ)とご記入下さい。
- ◆ 振込手数料は貴者でご負担願います。

(例):(ケンテイ)〇〇試験(株) 試験 太郎

また、ご入金に関し、ご自身の受験料を「7. 受験料」でご確認の上、過不足ないよう入金をお願いします。会社で複数人まとめて入金する際も、振込伝票は全員添付してください。その際、内訳がわかるよう受験者全員の氏名、金額が異なる際は個々の金額を明記した明細書を添付、あるいは申し込みフォームの「そのほか連絡事項など」に記載してください。

なお、過払いが生じた際は振込手数料を差し引いた額を返金いたします。

**注意: 申込期限前の場合は、事務手数料 3,000 円(税抜き)及び振込手数料を受験料から差し引いた金額で返金します。**

**ただし、申込期限を過ぎた際は、返金いたしません。**

## 6.4 申込期限 2026年5月18日(月)必着のこと

## 7. 受験料

(1)新規試験 A(実技試験及び学科試験)	26,400円
(2)新規試験 B(実技試験のみ)	20,900円
(3)更新試験(実技試験のみ)	20,900円
(4)再試験で実技試験のみ受験	20,900円
(5)再試験で学科試験のみ受験	5,500円

## 8. 合格発表 2026年8月中旬(通知送付)

合格者は、認定登録の申請が必要です。その際の登録料は、6,600円(消費税込み)が別途必要です。申請受理後「認定登録証」を発行します。

## 9. その他

- (1)学科試験は、採択・試験に関する規格・仕様書等に基づいて実施します。規格・仕様書等の最新版を確認して下さい。
- (2)実技試験に際し、コンクリート採取試験器具が必要となります。  
試験器具を、受験当日に共用する場合は、共用者名を「受験票(試験委員用)」に記入して下さい。  
**なお、共用は同一会社、組織に属する者以外は認めません。**
- (3)不明な点等の問合せは、事務局 048-826-5783 までご連絡ください。

以上

## コンクリート採取試験技能者の 個人情報保護法に基づく公開の承諾と公表について

採取試験技能者認定委員会  
一般財団法人 建材試験センター

「コンクリートの現場品質管理に関する採取試験技能者認定制度」は、建設工事現場の品質管理の向上を目的として、認定登録技能者の公表を規定しています。

認定委員会は、認定試験結果に基づいて、認定審査を行います。その審査の合格者で登録した者は、(一財)建材試験センターが「認定登録技能者」として公表しています。

従って、認定試験の受験を申し込む方は、合格し登録した際には、公表されることを前提としていますが、公開の拒否は可能です。なお、公開の諾否が、認定審査の結果に影響する(不利益になる)ことはありません。公表の利用目的、利用方法、公表の範囲等は、下記のとおりです。

### 記

- (1)公表の利用目的 : 上記に示すとおり。
- (2)利用方法 : 次の方法とする。但し、「公表の範囲」内の情報に限定する。  
・認定登録技能者名簿(下記①～③)  
・その他、関連業務に伴う業務
- (3)公表の範囲 : 次の ① ～ ③の内容  
①認定登録番号 ②認定登録・有効期限等 ③認定技能者名
- (4)公表の除外 :  
受験申込者から、公開の拒否の申し出があった場合、公表はしません。

この件に関する問合せ等は、認定委員会事務局 048-826-5783 まで

[参考として(一財)建材試験センター規程の抜粋要約を示す]

#### (1)「認定制度」規程

第 9条 「認定登録者名簿を作成し、公表する。」

第13条 「取消となり、認定登録証を返納しない場合、認定取消者として公表する。」

#### (2)個人情報保護規程

第 7条 個人情報の管理 : 利用目的を書面等で通知し、同意を得る。

第 8条 個人情報の開示等 : 本人から自己の情報について、開示等の要請に対し、手数料を受理して書面により回答する。

第10条 個人情報の預託 : 第三者へ業務委託する場合、個人情報保護管理責任者が管理する。

第14条 苦情及び相談 : 対応は、本部事務局総務課とする。

以上